

第13回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年11月15日(月)午後7時00分

会 場：北とぴあ 8階801会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

渡戸 一郎(明星大学人文学部教授)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(北区地域情報化推進協議会理事)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

富田 順子(白樺会会長)

横尾 和博(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

田中 清隆(公募委員)

事務局：秋元 憲 地域振興部長

小林 義宗 地域振興課長

湯本 国夫 地域振興係長

木澤 実 地域振興係主査

中山 純一 地域振興係主事

次 第

1. 第12回議事録の確定について

2. 議題

(1) 「北区NPO・ボランティア活動推進委員会」報告書(案)の検討

(2) 副題について

(3) 今後のスケジュール(案)

開 会

委員長

それでは、第13回のNPO・ボランティア活動促進委員会を始めさせていただきます。今日が、この委員会としては公式に開かれる最後の委員会であります。最初に、議事録の確定について11月26日までに訂正すべき点を出していただければと思います。

まず、事務局の方から説明していただいた後、議論に入っていきたいと思います。

事務局

それでは事務局から説明いたします。まず技術的な問題、「て・に・を・は」などについては事務局の方で直させていただきました。それと、報告書の内容にいろいろとマークが打ってあります。例えば2ページ目の第1部報告の部、下の方に下線が引いてあり「検討」という反転した文字が中に打たれています。こここのところは皆さんから電話、メール等でご意見をいただいたところです。この委員会で検討していただきたいということでマークを打ってあります。また、報告書訂正意見一覧という資料をお配りさせていただきましたが、これは「検討1」「検討2」に対する具体的な訂正(案)です。検討の項目につきましてはページの順番に従っています。

委員長

2ページはこの検討項目に入っていないですが、検討項目に載っていない下線の部分というのは他にもありますか。

事務局

下線が引いてあるのは、皆様から頂いたご意見と検討1・2・3という表示で書いてあるところだけです。

委員長

わかりました。それでは始めさせていただきます。まず、「こうした地域状況の中で多様で豊かな地域づくりを進めるためには、市民活動団体と行政が共通の地域課題の解決に向け、互いの特性を活かし、対等の立場で、ともに考え、ともに取り組むことが求められ、ここに、「協働」を考え、「協働」を進める大きな意義があります。」とありますが、その趣旨がわかりづらいということですが。

委員

「協働」という文言が最後にきているため少しわかりにくいと思ったのです。まず、「地域状況」ではなく「現在の状況」がこの文章で表されていると思うのです。また、「こうした現況」の中で「市民活動団体と行政が共通の地域課題の解決に向け」て取り組むのは当然のことなので、「市民活動団体と行政がともに地域の課題の解決に向け」、「互いに特性を生かしともに取り組むことが求められるようになりました」と結んで、「協働」を謳わないで「ともに考えともに取り組むことが求められるようになりました」という文章でもいいのかなと。

委員長

ですが、このタイトルが「なぜ協働か」となっていますから、「取り組むことが求められるようになりました」。そこで「協働」を考え、「協働」を進める大きな意義があります」でいいのではないかと思うのですが。それから「地域状況」という言葉は少しわかりづらいということですが。

委員

「こうした状況」でいいですね。「社会状況」ということでもいいですし。

委員長

それでは「地域」を取るということと、文章を「求められます」で区切って、それから「ここに」

を、「そこで」とか「ここに」でもいいんですかね。

委員

そういえば、「多様で豊か」というのもおかしい表現だと思いますよ。

委員

この部分はいらないですよ。地域課題のために一緒に協働で解決の道を探るみたいな感じですね。

副委員長

上の文章を一応受けているんですね。多様な価値観やライフスタイルに対応するのは難しくなっていると書いて、ここで「多様な」という言葉が入っていると思うのですが。

委員長

この数行上に「地域」生活者とありますが、「日常的課題の取組には市民生活の現場からの生活提言など、生活者の視点から」とあればいいと思います。「地域」はいらないですよ。それから、6ページのところに「解決についての取組事例を紹介します」というのは不適切であるとありますが。

事務局

これは、前の2つの事例については、例えば「行政と住民が協働で取り組んだ事例です」というのが本来の趣旨にあった表現の仕方なんですが、「情協」の場合「行政からの協働の申し出に基づき取り組んだ事例です」という形で表現されています。そこで、この「ぷらざ」の場合にもそういう表現がいいのではというご指摘ですが、その形をとろうとすると「半年間にわたって検討してきた事例です」という形になるんですね。そこで、この場で検討していただく。要するに、どういう原因で取り組んだのかということが2つの事例の場合には表現されているんですが、「ぷらざ」の場合には単に「取組事例を紹介します」という表現になっているというご指摘です。

委員

この3つの事例を紹介するにあたっての最初の文章の終わりが、1と2に関しては「取り組んだ事例です」と謳われています。3の「ボランティアぷらざ」のところは「取組事例を紹介します」と。その文章を全体的に同一するのかどうかを事務局に質問しましたら「ぷらざ」の方が比重が重く、半年間の検討課題でしたので「紹介します」という文章にしました、と返事をいただきました。このことについて今日検討していただきたいということです。

副委員長

3ページが一番初めのところで、「ここでは、紹介します」と3つを並べているんですね。それを受けていると考えれば、そんなに不適切ではないという感じがするんですが。

委員長

では、これはこのままでいいと。次、7ページの下の方に下線がありますね。「行政の硬直的な視点、発想を超えた区民中心の施設づくりはまさに、「協働」」。これはどういう趣旨ですか。

事務局

「硬直的」という言葉が少しわかりにくいということと、視点、発想の真ん中に「、」が打たれているが、これはどこで切ったらいのかというご指摘でした。

委員長

私が点を打つとしたら、「施設づくりは、まさに「協働」で」ですね。次は20ページ。まず検討項目の1番からですが、これは具体的に訂正(案)を書いていただいておりますので、例えばどこが問題だからこのように直したということ、1個ずつ説明していただけますか。

委員

重複している内容を簡潔にまとめましたが、内容的には変わりません。あと語句の使い方で、NPOと、区民と、活動団体という言葉が同じような感じで使われているところは統一した方がいいという案。それから、促進委員会の提案ではなくて区側の提案のような色が強く感じられた部分を、区民が読んでわかりやすいように言いかえました。基本的な文章の語句や流れは変わっていません。

委員長

では、検討項目の1のところからいきます。「区の事業は、市民ニーズに対応するため、様々な事業展開が望まれます。「協働」を組むのに適さない事業は、殆どないと考えるべきでしょう。その中でも、多くの市民の参加を期待する事業においては、市民活動団体の特性や能力を活かせる点で「協働」のメリットや成果がはっきり表れやすいため、特に積極的に「協働」を進めることが望まれます」と。

委員

段落が分かれているところをひとつにまとめたことと、どのような事業において協働が適しているかというところで「多くの市民の参加を期待する事業」というのを入れたことと、「特性や能力を活かせる点で」というところを少し強調したということです。

あと、下線の2行目の「協働を組むのにふさわしくない事業というのは原則的にはない」ということですから、4行ぐらい下の「最後に段階的に「協働」を進めていくためにはまずこのような事業からはじめていくことが重要だ」を「積極的に「協働」を進めること」と書いたのです。段階的にどれからやるということではなくて、どの事業も原則的には「協働」にふさわしくない事業はないから、メリットや成果がはっきり現れやすい市民の参加が多いものについては積極的に「協働」を進めることがよいということです。

委員

どうして「多くの市民の参加」というのが入ってきたのですか。

委員

事業について多くの市民の参加が期待されているときには、市民活動団体が市民ニーズを普段から感じている、リサーチしているといった意味でそれを入れてみました。

委員

中身で特に「段階的」を「積極的」と、これは違いますよね。

委員長

そこは段階的に「協働」を進めるのではなくて、上の文脈で言えば「協働」を組むのにふさわしくない事業は原則ないという考えでいうと、「段階的」よりも「積極的」の方が良いという意見です。

委員

「段階的に協働を進めていく」というのはよく私には理解できなかったのです。

委員長

この段階的というのはステップを踏みながらという意味です。「次に述べるステップを踏みながら「協働」を進め……このような事業からはじめていくことが重要です」。確かにこちらの本文の方が、このような事業というのはどのような事業が見えないですね

副委員長

段階的というのは、区の行政の中で段々と広げていくという意味ではないですか。

委員

この「「協働」というのにふさわしくない事業というものは原則的にはない」という文章は、前回

のところがありましたか。協働できない理由もあるのではないかと勝手に考えているんですが。

委員長

20ページにありますね。ただし、税金の徴収を「協働」でやるのかどうかというのが大きな問題ですけれどね。

委員

行政だけがやる仕事、市民だけがやることってあると思います。その辺は少し誤解を招くのでは。

委員長

ただ、税の徴収を民間会社に委託する話も出ていますから。そうしたら市民と「協働」でやれたら、納税貯蓄組合などは、ある意味、「協働」で徴収をやっているようなものですからね。

委員

多分ここは区側の姿勢ですよ。積極的な姿勢を書く上でこのような表現を使っていると。

委員長

趣旨としてはわかりました。その文言を今ここで完全に整理するのは難しいので、最終的に私と副委員長に一任していただきたいと思います。

委員

最初の「区の事業が市民ニーズやさまざまな立場、専門性をより一層取り入れていく必要があります」というのが、訂正の方では抜けています。これを「区の事業が市民のニーズにきめ細かく対応するために様々な事業展開が望まれている」というように、訂正した方がいいと思います。

委員長

では、訂正の方にさらに訂正を入れて、ここの部分は文言を整理させていただきます。「段階的」についてももう少しわかりやすい表現に変えます。では、次のSTEP1です。

委員

これは、とても長くてわかりづらかったので、短くしただけです。内容は変えていません。

委員長

では、この訂正に合わせてSTEP1を整理します。「また」以降は、このまま残すのですか。

委員

そうです。書いていないですから。

委員長

それではこれはこのまま残して、3行までの部分を訂正案に基づいて書きかえたいと思います。では、検討項目の3ですが、どうですか。

委員

「説明責任を果たすためにも継続的、自動的に同じ内容で同じ団体と事業を行わないように他の市民活動団体との参入の機会を保障することが必要です」では不十分だと思いましたので、「自動的に同じ団体と同じ内容の事業を行うことは避けるべきだけれども、基本的な目的や効果を常に考えること」で、事業の継続性や発展性が重視される場合がありますよね。そういう場合に様々な団体の参入の機会を保障することが大事だから、毎回違う団体とやった方がいいという意見になってしまうと、市民活動団体の方が成長する機会もないし、期待される効果がぶつ切りになる恐れもある。場合によっては同じ団体とある期間継続して「協働」をすることも大切であるということをつけ加えました。

委員長

そのところいかがですか。

委員

いいのではないですか。そうしないと育たないですよ。

委員長

訂正意見のところにある「ただ」以降ですね。では、「事業の継続性と発展性が重視される場合は同じ団体とある期間継続して協働することも大切です」を付け加えるということによろしいですね。

次、4番、STEP3です。本文の「公募する事業の概要や応募資格」を、訂正意見は「公募する事業の内容、期間、予算、応募資格、応募方法、申請書類、選考委員会、審査基準等の審査プロセスなどを公にする必要があります」と。「概要」を「内容、期間、予算」と言いかえたわけですね。

委員

公募の協働事業で継続しているものがあり同じテーマで発展性を持たせて応募したところ、今年は1団体につける予算を減らしてより多くの団体と協働するということになり、こちらの団体の予算を減らされて、結局、持ち出しになりました。予算や内容などをきちんと事前に公にしていたかしないと、応募する側として非常に困ります。それで、「概要」というとどの程度まで言うのかははっきりしないので書いてみました。

委員

それは、応募する側が説明を求めて答えてもらうべきことです。条件の中にいろいろなパターンがあって、予算を全部1カ所に与えるべきか、分割していろいろなところに渡した方がいいのか、その選考委員会での判断になると思います。予算を明確にすること自体は、当然情報公開の中で行われるべきことです。ですから選考委員会の方でどのようなことを応募条件の中に入れるのか、その都度真剣にオープンにしながら議論していく必要があるので、余り細かく書くとそれに限定されてしまう。むしろ「応募方法など」という程度にしておいて、選考委員会が審査基準プロセスや応募内容について詳しく検討していくというようにしておかないと、選考委員会自体がかなりしぼられてしまいます。

委員

審査される前にそういう情報を得たいということですので。

委員

選考委員会というのは基本的にはどういう応募をするかというあたりから考えていくべきことですよ。選考委員会で応募条件を詰めていく、それも大事な選考委員会の役割であると考えれば選考委員会の独自性はやはり担保しておいた方がいいということですね。

委員

17ページの5つの視点の3番「協働事業の実施にかかるコストは双方が応分の負担をし、それに対して正当な対価が支払われることが重要となります」とありますが、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

副委員長

安上がりにならないということではないですか。

委員

そういう意味でいいのですか。それと、指定管理者制度もやはり「協働」と考えていいのですよね。「協働」と指定管理者制度についてももう少し説明してもらいたいと思っていました。

副委員長

それは結構大きな論点ですよ。

委員

大きな論点だと私は思います。それを少し委員長に説明していただきたいと思ってはいたんですけど、後でもいいです。まとめる時間があるでしょうから。

委員

これはこれとして私は内容的にはいいと思います。指定管理者制度についてはこういうコンセンサスを持ったということを最後につけ加える方が一番では。

委員長

先程の説明ですとここは文言の問題ですね。こう直してほしいと言っていたら、皆さんも判断しやすいと思いますが。

委員

話を元に戻して、先程の「概要」ですが、「詳細な概要」、「必要な概要」くらいに書いても同じかなと思います。それから、選考委員会で「概要」について基準などを決めるのであれば、その選考委員会審査基準等の方を後にしないでもっと前に持ってくる必要がありますよね。

委員

「選考委員会を設置し」を先に持ってくると。

委員長

それでよろしいのではないかと思います。次、検討項目の5のステップ4、協働事業の実施。

委員

この辺は、このように書いた方がわかりますということです。

委員長

では、これを参考にしながら最終的に決めさせていただきます。

委員

ステップ5も6も語句のことですので、あとでゆっくり見ていただいて、ご意見いただければと思います。次、5番、協働マニュアル作成についての留意すべきポイントの(1)の「区民、市民活動団体、行政、地域社会それぞれの視点から」が未整理であると感じて、地域社会は区民、住民でつくられるものだと思いますので、「住民、市民活動団体、行政の三者の立場から」でいいと思ったのですが、この「地域社会」については別のビジョンがあるのであればそれはそれでお伺いしたいと思います。

委員長

「地域社会」の視点とは、区民の視点であり市民団体の視点になりますが、ここは「生活者の視点」の方がいいのでは。改正意見の方は三者それぞれの立場からという意味ですよ。

委員

「地域社会」とはもう少し広くて、商工団体は市民活動団体に入りませんが、「協働」と考えた場合には、商店街連合会もかなり地域に貢献をしています。そういう意味で一般市民となります。それから実際に地域あるいはもっと広い意味では「市民活動をしている団体や人々」という意味だと思います。一般的には「市民、行政、企業」といいますよね。それで三位一体でまちづくりを行うという言い方をしていますので、「地域社会」とはそういう意味合いを込めて言っているのではないのでしょうか。

委員長

ただそれは解説を入れないとわからないですね。「地域社会」では漠然としている気がしますが。

副委員長

これは14ページで、「住民」「市民活動団体」「行政」「住民と行政」そして「市民社会」となっていますが、この辺を受けて前の案では「市民社会」になっていました。これを「地域社会」に変えた、そういう経緯があるのです。

委員

すごく大事な視点です。北区あるいは東京近郊の場合は少し違いますが、地方へ行くと地域の中の「生活者」であり「生産者」なんです。そうするとその両方のバランスをとることが本人の豊かな生活を保障することになるので、片方の市民の視点だけですべてが解決するわけではないのです。北区や都市近郊でいうと、商店街はそこで生活し、生産をしている。つまり生活の糧も、生活の場も地域にあるという複合的な視点がないと「協働」というのは成り立たない部分が出てくると思います。ですから、「地域社会」と書いて注を付け、そのあたりを整理して入れておくといいと思います。

委員長

企業もこの中には含むということになりますね。

委員

企業単体も必要ですが、「地域の発展のため」と定款に謳っている団体が結構あるんです。商工会議所、法人会、商店街も自らのことだけではなく、地域、社会に貢献することをきちんと謳っています。

委員

ですから本当は、市民活動というのは地域社会に住む様々な団体ですよ。

委員

順番からいうと行政が一番最後の方がいいのではないですか。

委員長

ではその趣旨で訂正させていただきます。次は。

委員

次の2です。「マニュアルが先駆性、民主性、独自性を持つ」ですが、別に先駆性がなくても北区に即していればいいのでは。あと「可変性」というところから、ここの第三者機関が残るとすればその提案により検討し変えることができるということを書いた方がいいと思いました。

委員長

訂正意見9の「区NPO・ボランティア活動促進委員会からの提案により改正可能とします」。

委員

名称は何かわかりませんが、第三者機関が多分あるのだらうと思いますので。

委員長

「先駆性、民主制、独自性、実行性、可変性」を全部取り、「可変性」を活かした表現として「委員会からの提案により改正可能とします」という文言にするということですね。

地域振興部長

それはおかしいと思います。マニュアルは促進委員会の提言を参考にして行政側の方でつくるわけですよ。ですから住民の声に耳を傾けるとか、促進委員会の意見を尊重するということはいいとしても、促進委員会からの提案により改正可能というのは、手続き的におかしいと思います。

委員

提言を受けて検討するという意味です。促進委員会は意見を出せるということで、変えるのはもちろん行政ですから、「提案を受けて検討し、変えることができる」でもいいです。

委員長

民主性はなくてもいいのでは。「先駆性、独自性、実行性、可変性」はいいと思います。当然どのようなマニュアルも可変的ですからね。可変性は柔軟性ですね。民主性は取り、「先駆性、独自性、実行性、柔軟性を持つこととします」と。

委員

マニュアルに先駆性があることもおかしいです。たまたま結果的に先駆的なのであって、先駆性を出しているのではないと思います。

委員

北区協働マニュアルのあるべき姿はやはり先駆性も当然あるかと。志が高くていいと思います。

地域振興部長

わかりやすいのは、やはり職員の意識を変えていくという役割があるということです。

委員

では先駆性を目指すとは、志を高くという意味ですね。そういう意味であればいいと思います。

委員長

次が(2)の、「区民提案の協働事業」ですが、これは市民活動団体からの提案のことですか。

委員

20ページの(2)で、「協働事業を進めようとするとき」に「区からの提案」と「市民活動団体からの提案」と「区と市民活動団体とが協力して云々」という3つの場合があるので、これは市民活動団体からの提案のことを言っているのかなと思ったのですが。

委員長

文言を統一するとはその意味ですね。次のところは「区民」のところに下線が入っていますが。

副委員長

フローの方を見ると、区民からの提案というのがありますけれど。

委員長

それは全部直しましょう。

副委員長

個人としての区民は提案してはいけないのですか。今のところは、結局、市民活動団体からの提案という形になるのですか。ほかの自治体では個人の提案を受けて皆で話し合い、思いを形にしていくプロセスも協働の提案に入れているところもあります。

委員長

自主的に意見を出す人は何らかの団体で活動していて、その関連することを提案するのでしょうか。団体に限定しても意見を抑制するような話にはならないと思いますが。

副委員長

「ぷらざ」が仲介して、そこで思いを形にしていくというプロセスがないといけないんですよ。

委員長

「ぷらざ」または「機構」ですね。ですからこの の下線の「区民と区が協力して」は「区民」のままでいいのかと、そういう趣旨ですね。

委員

そうです。意識して「区民」にしているのかなと思いました。

委員長

それは、全て検証して、「区民」と「市民」、「区民」と「市民活動団体」の使い方を整理した方がよいと思います。

委員

「協働」の相手が市民意識を持った企業ということも十分あり得るわけで、「区民」に限定してしまうと、企業は協力するけれどパートナーシップは成り立たなくなると。

委員長

企業を積極的にここに書き込むということですか。

委員

書き込む必要はありませんが、排除する必要もないですよ。役割がそれぞれあり、例えば、市民と行政が協働事業を進めるにあたり場所の提供は企業が行うなど、こうした企業の取組が社会をより豊かにする方法の一つだと思います。ですから、「区民」と限定しないで「市民活動」であればいいんです。

委員

このマニュアルが市民活動団体との「協働」についてマニュアルですから、「区民」ではなく「市民活動団体」と全部言い換えれば、北区を中心にして活動している何らかのグループや団体であり、住民のニーズに答えるものであれば「協働」でいいということですよ。

委員

ですから、企業も「市民活動」という形での参画ということで、排除しない方がよいと思います。

委員長

ここは「区民」ではなく「市民活動団体」に変えなければならないところはありますね。も区民提案ではなく。

副委員長

その下の「も」。「協働」を進める場合というのは、あとで精査して一貫性を持たせればよいのでは。

委員

はじめに「協働とは」と整理してありますから。

委員長

12ページの「協働とは」に「市民活動団体」と書いてありますが、企業を排除するものではないと少し幅広くここに書き込めばいいのでは。

委員

13ページの「コラム」の丸3つ目に「ボランティア団体、NPO、行政、企業のそれぞれの主体的な」という点について、企業という表現がいいかは別として、私は、企業単体よりは商店街、商工会議所などの方がいいのではと思いますが。

委員長

そういう団体を市民活動団体、あるいはボランティア、NPOに含めづらいですよ、現実には。

委員

企業においても社会的責任や市民企業という言葉があるように、地域にボランティアベースで貢献をしようというところがたくさん出てきています。そういうものを排除しない、そういう意味です。

委員長

それはこちらの文言を整理してからということで。次は(3)協働事業を公募する場合のポ

イント。

委員

事業自体の公募ですか、それとも、事業の提案ですか。

委員長

ここは協働事業の相手方を公募する場合でしょうね。

委員

その2行下の、事業の「周辺情報」というのは、少し漠然としていますよね。

地域振興部長

STEP3の言っていることを指しているのではないですか。

委員長

先程の公募する事業の概要を「必要な情報」と言いましたね。

副委員長

そうしたら「周辺情報」ではなくて「関連情報」ではないですか。

委員長

そうですね、「関連情報」の方がわかりやすいのではないですかね。

委員

21ページの方で既に「こういう詳細な情報を公にすることが必要だ」というふうに書いてあるので、そこをまたポイントとしてあげなくてもいいのではないかと思います。

委員長

書いてありますが、ステップは段階を追って考えていくやり方で、そこでの重要なことをもう一度出しているのですから書いてあってもいいのではないですか。

委員

「公募事業のみならずその事業の周辺情報」を全部削除すればいいんですよね。「決定しようとする場合十分な情報公開を行うとともに」と。

事務局

STEP1からSTEP6までの内容と留意すべきポイントについての内容というのは若干違っていると思います。STEP1からSTEP6というのは段階を追って、それぞれの事業の概要を単純に説明しています。しかし、この留意すべきポイントについては、区が作成するマニュアルに対する促進委員会からの提言という内容になると思います。従って、先ほどSTEP3のところで、公募する事業の内容や期間、予算などという細かな内容が盛り込まれていたんですが、このよう詳細な内容については、留意すべきポイントの方に挙げるべきだと思います。

委員

ポイントの方ですね。あと、「負の部分」はいらないですよね。「責任と義務で」。

委員長

「責任、義務などについても」ですね。「負の部分」はいらない。

次は、(4)の協働団体の選考のポイントです。

副委員長

選考基準という言葉が2回でてるからすっきりまとめた方がいい、そういうご指摘ですよね。

委員

そうです。それから、事業に応じて選考基準が異なるのは当然のことですので、時代はここにど

う関係するのかがわかりませんでした。あと、「関係する人々」とは何のことかわかりませんでした。

委員長

「地域、対象、関係する人々、それぞれの条件によって選考基準が異なる」の「関係する人々」は外しますか。人が違うから選考基準も違うというのは不適切ですね。「地域、対象それぞれの条件に応じて選考基準が異なるため」では。

委員

選考基準を設定するのは行政ですか、それとも審査委員会ですか。

委員長

行政も、審査委員会もあることになりますかね。20ページの協働の3つの形態からいいますと。

委員

公募した場合は選考委員会をつくるけれどもということですね。

委員長

選考委員会の設置については、STEP3の「相手の選択は選考委員会を設置し」を前に持つてくるということですね。それは行政の場合も選考委員会の場合も両方であると考えて。この文言は「地域や対象、その他の条件」と言うと変ですので、「地域や対象に応じて選考基準が異なるため、その都度、協働事業の特質に応じた複数の」としたらどうでしょうか。

委員

余り細かく状況を入れない方がいいですね。時代背景や行政の財政状況など様々な条件により選考基準を変えざるを得ない場合もありますので、これで縛りをかけると行政の柔軟性がなくなります。

委員

北区と限定したため、地域によって変わるということはあるんですか。

委員

そういうこともあり得ると思います。

委員長

大きな違いが出てくるのは分野でしょうね。

地域振興部長

指定管理者制度の導入との絡みで考えますと、どのように整理をしたらいいのか少しわからないのですが。例えば、地域に「ふれあい館」というのがあります。それは自主管理地域の住民団体に自主管理してもらっている部分があり、協働スタイルで指定管理者制度になると思います。それ以外の場合、指定管理者制度を導入すると業者の選定については住民の入る余地がなく、行政の内部で選定することになってしまいます。ですからその公正な競争原理というのは、NPO同士ではなく競争原理で決めるところを随意契約のような形で指定管理者にする制度はあるかもしれませんが、民間企業とNPOが同じ立場で競争するときに「協働」の視点で選考委員会を設けることは難しいと思います。

委員

指定管理者制度になっても「協働」の視点をもっていけないと。例えば、一般企業が指定管理者でその仕事を受託すると、利益の最大化を求めるのが当たり前ですね。そうすると利益の最大化と利用者の満足度は相反する部分がかかなりありますが、実は企業というのはそれをうまくバランスをとって、需要と供給の接点というような形で相互利益の最大化を長期的に確保できる方法でやるわけです。実はそういうところが指定管理者制度で仕事を受託したときに、果たして利用者、区民の満足度を本当に高められるのかどうか。コストを下げられても満足度があるかどうかはかなり疑問があるところ

で、したがってその業者を選定するにあたってNPO、市民活動団体、あるいは住民、自治会といったところは利益の最大化を求めるのではなく、サービスや満足度の最大化を求めていく。そこを考えると「協働」の視点がどこかにないと指定管理者制度自体が本当にうまく機能するかどうかかなり疑問です。

実は、最大の決定権は議会にあり、全部議会の最終的な結論になります。そこで民主主義は担保されるわけですから、行政側が熱心に協働パートナーシップをとろうという意識を高揚させることができるように、指定管理者制度の話をごここに入れるときには余り細かく書いておかない方がいいのではないかと思います。

委員長

ですからこの部分は、「分野や地域によって協働の内容が異なるため、協働事業の内容に応じた複数の選考基準が必要である」と、その程度の話ですよ。では、次に検討15。

委員

「区民と行政の対等性を維持することが必要です」というところを、(4)の協働団体の選考のポイントから、(6)の協働事業を進めるポイントに移した方が適当ではないでしょうか。内容はこの3パターンの内容とは違いますよね。自立している団体を選ぶということだとすると、自主性、主体性を配慮することとはまた違うことを言っているのではないかと思います。

委員長

配慮ではなく、ここは「選考に当たっては自主性、主体性を持った団体であること」とであると。

委員

そのような内容にすればここでいいと思います。

委員

配慮ではなく、「自主性、主体性を持ち行政と対等性を維持することが必要だ」という話ですね。要はある意味そういう仕事をするために団体が生まれることを阻止すべきということです。

委員長

では次の ところです。

委員

「継続性、熱意、創造性、非営利性、地域貢献度」を整理したという感じですね。

委員長

「協働についての認識、事業遂行能力、団体の民主性や安定性、継続性を考慮する必要がある」と。「非営利性」や「地域貢献度」はなくなってしまうのですね。

委員

「非営利性」とここで言わなくてもいいのではないかと。前提がもうありますから。

委員

「団体運営の民主性・継続性」について、中ポチをいれるというのは、私は賛成です。

委員長

「民主性・安定性と継続性」についてはそのようにさせていただきます。

それから「熱意」、「創造性」など評価しづらいところが入っているということですね。

委員

「熱意」と「創造性」はどの団体もあると思うんですが、入れた方がいいのですか。

委員長

あえて削除しなくてもいいのでは。ただ地域貢献度をどう評価するか、難しい話だと思いますが。

委員

これは選考に関して、その団体の地域貢献度を評価するという意味かなと思ったのですが。

委員

すでにポイントを稼いでいるかどうかということですね。

委員

まだ稼いでいる途中やこれから発展したい団体も入れるという意味です。

副委員長

ほかの自治体で、実際に協働事業の審査に参加していますが、公平に見るということはなかなか難しいです。プレゼンテーションのうまい、へたがあるので。でも中身が大事で、それを見抜くこともすごく大変です。書いておいて構わないと思いますが。

委員長

では、そういうことでいいですね。次は(5)の協働事業の選考のポイント。

委員

「事業の選考」は「協働団体の選考」の前にくるべきだと。

委員長

ステップの方は一番に協働事業の選択がきますから。

事務局

そうですね。おっしゃるとおりです。

委員長

「協働提案事業の選択のポイント」と「協働事業の選考のポイント」については。

事務局

わかりやすいのは前の方にまとめて、順番としては協働事業という一括りの中で考えていった方がわかりやすいかと思います。

委員長

そうするとここも、総合評価基準でというようなことが入ってくると、事業者の選択にかかわってきますよね。でも は事業の選択の話ですから は除いて、共同提案事業の選択のポイントと協働事業の選考のポイント、事業公募のポイント、提案事業選択のポイントについて、表に合わせる形でちょっと順番を入れ替えないとだめですね。表の方が表現はわかりやすいと思います。それにあわせて少しここは訂正しましょう。 のところはということですか。

委員

協働事業の相手を選ぶのが選考委員会ということはわかりますが、協働事業を選考するのも選考委員会が必要なのですか。

委員長

どういう協働事業が選考対象になるかということ、NPOの特性を活かした企画内容を持っている事業ということになり、結局、提案型協働事業の選考のポイントと重なっているんですね。

委員

そういう意味です。少し内容の整理が必要ですかね。

委員長

(2)の方の「協働提案事業の選択」ではなくて、図の方でいくと「協働の提案」なんですよ

一応、内容上の大きな変更はないことを前提に私たちが文言を整理させていただき、それを皆さんにお送りします。区長に提出する時期もありますので、区がマニュアルをつくる段階でまた原案を出してもらえらるでしょうから、そこでご意見を承る機会を設けていただくということで、ここは重要なところであり、もう一度最終的に責任を持って文言整理をさせていただきます。

委員

その時にお願いがあるのですが、市民活動団体と行政との「協働」は、何も一緒に事業をやるとか、予算のついたものだけではないんですよね。例えば、地域の課題についてお互いに意見を出し合っていていい解決策を練ろうなどというのは、これは事業ではないんです。「協働」という話はとにかく事業だけをとらえがちになりますが、そういう意味では「協働」の相手というのは事業がなくても選定をする必要があります。それをあえてここへ書く必要はないと思いますが、「協働」にはいわゆる事業がなくても、ともに地域のことを考えて協力をし合うという部分も必要であると思っていますので、少しその辺をご配慮していただくと助かります。

委員

例えば、今、地域安全条例などができていまして、地域安全を考える場合には、やはり地域の人たちと一緒にパートナーシップを組んでやらなければならない。これも住みよい安全な地域に住むための大きな条件なんです。これは事業ではないんです。でも、そういうことはすごく必要だと思えますね。

委員

行政は、予算がつかないものは事業といいませんよね。行政の内部で事業評価システムをやっていますよね。その事業評価システムは予算ゼロのものは確か、なかったような気がするんですが。

委員長

予算要求の単位を事業と言っていますので、予算要求しないものは事業とは言わないと思いますが、いずれにしても「協働」というのは事業のみではないということはわかりました。次をお願いします。

委員

4にすでに記載されている内容と重複していると思いますが、先ほどからのご意見を踏まえて頂ければ削除する必要がないかもしれません。そのあと、20番の検討のところですが、最後の行、「責任分担や自己責任を恐れるあまり創造的・斬新的な活動を妨げないような配慮が必要です」の「創造的・斬新的活動を妨げる」ということが少しわかりにくいので、「前例にとらわれることなく、協働相手の特性を活かした提案を検討する柔軟な姿勢が望まれます」に変えました。

委員長

「責任分担や自己責任を恐れるあまり創造的・斬新的な活動を」、少し抽象的な言い方ですね。では、ここの部分もご提案いただいているところを参考にしながら書き直したいと思います。

委員

次、検討の21のところ、2行目の「厳格なもの」が少し言葉としてふさわしいのかなと思いましたが、「客観的に評価する」でいいのではないかと。

委員長

厳格な評価ではなく、専門的視点で評価する厳格なものが望ましいと。専門家も取ったわけですね。

委員

専門的視点というよりは、客観的に評価する。あと、効率性のほかに住民の満足度も入れました。効率性やコストの削減額に加えて、住民の満足度もあった方がいいということです。

委員

「効率」でしたら、「住民の満足度」は「効果」として入れた方がいいんですよね。

委員長

事業遂行の効果や効率性。

委員

「第三者評価」というのは、客観的というのは当たり前のことではないのですか。

委員

そうなんですが、「厳格なもの」はいかがかと。

委員

「厳格」がよいか悪いかは別としても、第三者が客観的でないということはありません。

委員長

第三者に「客観的に」というのはあってもいいと思います。その趣旨で変えましょう。

委員

次、22番の検討です。「自己評価」というのが「当事者評価」のことかなということで変えたことと、「メリットや協働にかかわった者の満足度」を「メリットとデメリット」と変えました。

委員長

そちらの方がすっきりしますかね。それから「自己評価」は「当事者評価」と意味は同じだと思いますが、使っている場所により「当事者評価」の方が一般的なところと、大学などでは「自己評価」と言っていますので、この言葉自体はおかしくないと思います。

委員

おかしくなければ別にいいです。

委員長

「メリットや協働にかかわった者の満足度に重点を置いた」、これは「デメリット」でいいでしょうかね。あえてかかわった者の満足度にこだわると。

事務局

評価そのものについてはあくまでも加点主義の観点です。ですからデメリットはこの場所には入ってこない。

委員

欠点や難点の羅列ではなく、「協働」の取り組むメリットや「協働」にかかわる満足度ということですね。

委員長

メリットをきちんと評価しましょうという趣旨でしたら、元に戻すということでどうですか。

委員

「欠点や難点の羅列ではなく」は少し変かと。「メリットとデメリット」でいいのでは。

委員長

自己評価はメリット、デメリット両方評価しますね。欠点や難点の羅列ではもちろんないので。

委員

デメリットだけでなくメリットを評価しましょうという内容ですよ。

事務局

「羅列ではなく」というと、デメリットを書いてはいけないというように読めますね。

委員

そうではなくて、メリットをちゃんと評価すべきというのが主でそれに付随しているだけで、結局はメリットとデメリットをきちんと評価することですよね。

委員長

この部分を取りたいということですね。

委員

「羅列」という言い方は、少しマニュアルとしておかしくないですか。

委員

かなり問題点があることを想像しているからこういう書き方になるのです。メリット、デメリットという言い方ではなくて「協働」の取組のメリットをはっきりさせることは必要ですし、問題点を明らかにしてそれを解決していく方向をめざすということ。つまり将来につながるような自己評価にならないと意味がない。欠点や問題点だけ羅列して解決策がないような自己評価をやっても、という意味として捕らえていたので、そのニュアンスであれば賛成です。

委員

問題点を抽出して解決方法を考えることにつながる評価をする、という表現に変えたら。

委員

もちろん、「につながる自己評価」にしておくということだと思います。

委員

評価を受けて見直すわけでしょう。

委員長

そうですね、今言われたのは(8)に相当かかっていますね。そこにつなげるような評価をということですね。そういう方向で修正します。ではそろそろ最後ですね。

委員

23番ですが、「事業自体が合理性を欠いている」が抽象的でわかりにくいので、例えば「事業への参加者が極端に少なかったり、区民からの評価が低い」と。あと、「事業廃止もあり得ることを前提とする」は「事業の見直しや廃止を客観的に判断する」と。皆さんがこの文章でわかるというのであればこのままでいいですけども。

委員長

私は訂正文の方がわかりやすいと思いますので、よろしいですか。

委員

「参加者が極端に少なかったり」とありますが、参加者の数だけで評価をしていいものかどうか。

委員

少ないからどうこうというのではなくて、「期待した数よりも」という意味です。

委員

具体的なものは入れない方がいいと思います。ただ、私は「見直しだけなら廃止もあり得る」という言い方は賛成です。行政は継続して事業をやりたいが、評価に耳を傾けないことが多いので。

委員

区民からの評価が低いと、どこで。

委員

例えばアンケートとか。

委員

結局、総合評価になるでしょうね。参加者という言葉を書くとそれだけが1人歩きするので、入れない方がいいと思います。

委員長

「合理性を欠いている」でどうですか。

委員

「合理性を欠いている」でいいと思います。

委員

行政は、例えば講演会を行って大勢来たからとてもよかったという考え方をしますが、私はやはりその中でどれだけの人が目覚めて自分の生き方を変えたかということの評価すべきであると。

部長

今、事務事業評価で必ずしも数だけで評価はしません。きちんと尺度を出しています。

委員長

では、このままということで。次は23ページの最後のところ、ですか。

委員

24番です。「報告書を作成、公開し区民の意見を聞き」を「区民への情報公開」というように。報告書は「協働」でなくても作成されるものだと思いますが。

委員長

協働事業について、最後のところの「報告書を作成、公開し、区民への情報公開をし」は「報告書を作成、公開し」と同じだと思いますけれども。

副委員長

フローの方の事業見直しのポイントというところに、「見直しに当たり報告書を作成、公開し区民の意見を聞き」と、全く同じ文言になっています。これでもいいような気がしますが。

委員

書いてあると本当の見直しときには区民の意見を聞くということになりますよね。

副委員長

そういう提案になる。

委員長

ですが「情報公開し」とわざわざそれを言いかえなくてもいいのではないかと思います。「区民の意見を聞き」でいいのではないですか。

地域振興課長

事業の見直し、区民への情報公開、その事業展開に反映させることが必要ですと。

委員

公開するということは、皆さんの目に触れて意見を入れる機会があるということですよ。

委員長

ではそうしましょう。訂正意見にするということです。次、訂正項目の25番は何ですか。

委員

「市民を育てる」や「担い手づくり」などといった言葉が使われていますが、区民としてこれを読

んでいると、区の報告のように感じてしまいます。ですから促進委員会の立場としては、「担い手づくり」や「育てる」といった言葉はここで使わない方がいいと思います。これを読むとかなり傲慢に感じられます。

委員長

区民の方が傲慢であると感じるようでしたら表現がよくないので、それは直しましょう。

次に、「人材育成を目的とする連続セミナーです」という言い方について。

委員

そうですね、「活動について」に「意識を向上させて活動をさらに発展させることを目的とした連続セミナーです」というふうに、市民側が自主的に参加して、意識を向上させて活動を活発にしていることが、結局は協働相手としての市民の成長につながるということだと思います。

事務局

NPO・ボランティアカレッジとは何かというその説明の段階ですよ。ボランティアカレッジをやる目的というのが、市民活動を促進させるための基盤整理であるといった切り口もあるかと思いますが、ボランティアカレッジの説明が「人材育成」という言葉を抜きにして成り立つかどうか。

委員

受講していてそういう目的であったのなら、何か嫌だなと思いますが。

事務局

自己啓発といった形の視点というのはあるかもしれませんが。いずれにしても教育的な配慮があれば何らかの形で育成などといった視点が入ってくると思います。

委員

行政が予算をつけるときはこういう文章なんです。それは議会に対して市民活動を促進していくためにはこういう「担い手づくり」の場が必要だ。それで人材育成をする必要があるから予算をつける。しかしそれを受けた機構側は、自己啓発の場になるようなカレッジにしていこうと。実際の運営母体は行政から機構の方へ移っているわけですから。機構は、やはりともに学びともに研究し、ともにいろいろと交流を進めるといったあたりがコンセプトとしてあります。

委員

行政の予算請求のときにはどうぞお使いくださいと思いますが、促進委員会としてはどうかと。

委員

委員会で出す話としては、自己啓発の話と交流の場であると。やはりそこが中心でない。

委員

ですが「人材育成」というのはどこでもある言葉ですよ。そんなに悪い言葉ではない。

委員

市民活動の分野では、やはり行政が市民を育てるといったような言葉をこういうところ出すと、非常に古い。例えば子どもの育成とか健全育成とかいうのはありますけれども。

委員

「担い手づくり」というのはよく言いますよね。「担い手の輪を広げる」とか。

委員

ですから「人材ネットワークの構築」はすごくいいと思います。やる気がある方がみんなでそこに集う機会があって、そこでネットワークができるのはすごくいいと思います。立ち位置の問題ですね。

委員

文言を、やはり主体は参加者にあるとか、自己啓発に視点を置いて少し書き換えればいだけで、機構だろうが行政だろうがお高いところから人を育ててやるという話は、先程の子どもの健全育成はいいいいましたけれど、よくないですよ。そのあたりを少し配慮いただければいいのではないかと。

地域振興部長

機構であれば要するに市民ですよ。「市民が市民を育てる」、別に悪いことではないですよ。

委員

機構も育ててやるという立場ではないんですよ。

委員

一緒に勉強していきましょうとか、意識を高めていきましょうとか、そういう機会の提供ですよ。

地域振興部長

これは最後の文章の締めのところを「諮ります」となっていますから、これですと行政の文章になっているので、諮る上で重要な役割を果たしていますとか、求められていますとか、章立てのところの他のところはそういう表現なんです。それは必要だと思います。あと、先ほどから指摘されている趣旨は皆さん多分わかっていると思いますので、委員長と相談して決めるということで。

事務局

先ほどから出ている「区民と市民」、「区と行政」、それから「地域社会と市民社会」、その統一はできるのか、できなければどういう基準で分けるのかというところを話していただければ。

委員長

まず、「区と行政」というのは同じことを言っているわけです。ただ国、東京都などが関わる時には「区」だけでなく「行政」と言った方がいいと。原則的には「区」でいいのではないかと思います。それから「区民と市民」ですが、市民活動団体については了解されているわけですよ。ですから市民活動団体は「市民」を使うけれども、その他は「区民」でいいのではないですか。あと、「地域社会と市民社会」は「地域社会」ということで。

委員

「住民と区民」は。

委員長

「住民」と「区民」と「市民」ですね。それは「区民」で統一です。

地域振興部長

先ほどの「区と行政」は、全部「区」で統一するのは少し無理があると思います。「行政」を使わざるを得ない部分があるような気がするのですが。

委員長

それは「国」も含めた広い意味で使う場合ですよ。

地域振興部長

原則的に「区」で統一して、前後の関係で「行政」も使う場合があり得るということで。

委員長

そうですね。提案されたことはこれで一通りです。最後その他の意見のところをお願いします。

委員

協働事業に手を挙げる団体がいろいろと判断するためには行政の資料やデータを十分知らなければならぬ。情報公開とともにその情報が区民に広く行き渡るような工夫も必要であるということです。これは、特定団体との関係強化の危険性に関係しており、「情報公開とともにその情報が区民によく

知らしめるための工夫をします」を書き加えたらどうかということです。

委員長

「情報提供」ですね。それから の特定団体との関係強化というのは、特に今の情報公開のところではありませんね。 の「情報提供」を「わかりやすい情報提供」というように書き加えると。2番目の「市民活動団体の間接支援」というのは。

委員

今まで間接支援というところで議論したのですが、やはり財政的に苦しいといった話があり、直接支援の可能性はいかがなものなのかと。ただしそこは間接支援を前提でいくということであれば文面上反映しなくても構いませんが。

委員長

協働事業は、事業を通じて支援をすることですね。事業費を通じて。報奨金はどうですかね。

委員

行政がお金を出すのではなく、中間支援組織の事業としてやってもいいのではないかと。

地域振興課長

その点については議会の方からも質問がありましたが、私の方から、NPO・ボランティア促進委員会の中では、北区としては間接支援の方向性で考えていますと一応答弁させていただいております。

委員長

それは次の問題ですね。この委員会では難しいということ。それでは3番目、総合窓口の設置。

委員

区の総合窓口をつくることと、「ぷらざ」の役割というのは、ある面、親戚関係にあるので、そのあたりのタイアップについてご配慮いただきたいということです。特に文言として載せる必要はないと思います。

地域振興部長

総合窓口をどうとらえるかによりますね。市民サイドから見て窓口といえば当然「ぷらざ」でいいわけですが、行政との調整という窓口になれば、当然、行政内部に窓口をつくらなければいけないわけですね。

委員

仮に行政で新たなセクションを設けるならば、1つの窓口として置くことも1つの方向としてあり得るのではないかと。

委員長

最後の点はどうでしょうか。

委員

「協働」のあり方として、今まではパートナーとして事業を展開するという「協働」の議論でしたが、評価審査に区民の声をという手続きにおける協働参加も「協働」の1形態としてとらえていいのでは。

委員長

もちろん評価の中にも市民が関わっていくことは、第三者評価と言っている以上当然入ってくると思います。では最後に、先ほど問題提起された、指定管理者の問題ですね。

副委員長

私から、簡単に説明します。もう進めようとしている自治体はかなり増えています。再来年の3月

までに今の委託事業を指定管理者制度に移行するというのですが、分野によっては少し性格が異なると思います。ですから指定管理者制度がすべて「協働」であるとは必ずしも言えない。例えば警備などは別に協働しなくても、民間会社がやればいわけですから。そういう意味で「協働」という分野は限定されると思うのですが、例えば青少年施設の民間企業への委託といった場合、従来行われていた青少年センターとしての公共サービスの内容や質が落ちないように一定の枠をはめて条例のもとに指定するわけです。ですからその枠がどこまできちんと設定され、なおかつ実行されるかというチェックも当然必要になりますので、行政としては指定管理者に対して事業報告を求めるだけでなく、随時チェックを行う体制も求められてきます。他区の私がかかっているところでは、民間企業への委託と指定管理者制度による自治体委託を1つにまとめて、市民活動団体との協働はまた別に分けているんです。今ここでやっている話は多分こちらの別に分けたカテゴリーの話だと思います。指定管理者制度と民間企業への委託は行革の流れの中で語られています。ですが私の考えではグレーゾーンもあると思います。そのグレーゾーンがこれから実行されていく段階でいろいろと議論になると思います。

委員長

指定管理者を指定する基準の中に、この「協働」の考え方を入れるという部分と、民間企業を効率よく選定するという部分と両方あると思います。大事なのは「協働」の方がうまくいく分野をきちんと取り出すこと、その際は指定管理者の指定基準の中にこの「協働」の視点を十分入れていくことだと思います。

委員

ただ基本的には、指定管理者もコスト中心主義であって、本当に行政サービスの向上につながるかどうか。この範囲でやってくださいということをお任せして管理者が人件費を削ろうとしたりして。

副委員長

それは条例で枠を指定管理者に設けるときに、余り一般企業がメリットを感じないようなきつい条件を設定しますと今度は手を上げてくれる候補者がいなくなるんですよ。それも兼ね合いだと思うのです。結構その辺は難しく、これも別の区の話ですけれど、結局は今まであった第3セクターに任せようかという話も出てきたりしています。ですからその辺はまだ見えないところがあります。

委員長

あと市民活動団体の中に商店街など様々な団体が入るような趣旨にしたかどうかということですね。

委員

地域の中の諸団体というくくり方で曖昧にしておいてもいいと思います。非営利性などという話は宣言の中に入っていますので。

委員長

ここは「地域社会」として注を入れるという、括弧をして説明を入れるという方法もありますよね。

委員

交通安全協会などを市民活動団体と呼ぶのか、行政側がつくったものは余りそう呼ばないですよ。

副委員長

ここは「市民活動団体・地域諸団体と行政」というふうに直さなくていいですか。

委員長

では、市民活動団体の中に商工会、商店街あるいは交通安全協会まで含めますか。

地域振興部長

「市民活動団体等」という言い方をしておいて、企業が一部そういう側面を持つという理解で。

委員

企業のそういう側面はそこに含まれているという解釈でいいのではないですか。

副委員長

では、12ページはこのままにしておいて、後の方で出てきたときに適宜いれるということで。

委員長

ではそういう形で、できるかぎり修文をします。ほかにいかがですか。

副委員長

このフローはこれでわかるんですが、実際の仕組みがよく見えていなくて、行政の中で総合窓口をつくったり担当職員を置いたりしますよね。行政の中で協働の推進会議みたいなものを設けるということでしょうか。

地域振興部長

各セクションから協働推進担当職員を出してもらって、そのとりまとめをします。

委員長

この促進委員会が相当重要な位置を占めるのはもうこの図でわかりますよね。この後、やはり行政の中に入って区長の諮問委員会としてあった方がいいのではないかと思います。

副委員長

行政内部に何か1つ組織がないとうまくいかない。それで、今度行政側でマニュアルをつくるときにそういう推進の仕組みを1つ入れておかないと続かないのではないかと思います。

委員長

このマニュアルをつくるときには意見をもっと詰めていく必要はありますが、この委員会としてこの後継機関をつくりなさいということはあえて言わなくてもいいと思います。

今日でこの委員会は最後になります。時間的な問題もありますので、皆さんの提案をできる限り入れながら、私と副委員長の方で提案させていただき、重大な問題があれば皆様からご指摘をいただくということにさせていただきます。では区の方から。

地域振興部長

長期間にわたり熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。この間の論議を十分踏まえ、尊重した上で、区として立派なマニュアルをつくってお目にかけるようにしたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。これで閉会といたします。

閉 会